環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
17	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。	【現状】 本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス（約860t）について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg／l を超える粒が含有しており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。 【支障事例】 基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低で6,10万円／t と高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円／t で処理が可能であるが、処理が可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないとつの業者（東京都、宮城県、茨城県）が回答した。 また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。	起因者による自主的な処理が見込まれず、やむを得ず行政代執行による処理を行う廃棄物に限り、産業廃棄物処理施設で処理が可能となれば、低コストで安全かつ迅速に処理が可能となり、事態の早期解決による周辺住民の生活環境の保全と財政負担の軽減が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16	環境省	袋井市	－	静岡県、兵庫県	○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒になって検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれに異なることから、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるようにしていただきたい。
40	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO（動物ID普及推進会）の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。 特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 （参考）犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について （平成18 年1月20日環境省告示第 23 号）第4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	－	福島県、新潟市、神山町、高松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考える。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。 ○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める罰札にれわるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。 ○各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、獣道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。 ○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。 ○放浪犬を捕獲した際に、罹札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い、マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。
59	B　地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである（平成27年）。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律（貸金業法や水産業協同組合法など）と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	－	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	－	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底するよって、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
64	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」（原子力規制庁）及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」（内閣府）（ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。）の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。（具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分（年度末の繁忙期に毎年必要）といった事務が想定される。） ・府県は両者のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両者調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてはまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続き等を見直すことで、各交付金の申請等に係る事務量を軽減し効率化を図ることができる。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	－	福井県	○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最短でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求める。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率的である。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
17	廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。 そのうえで、廃棄物処理法第15条の2の5において、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合における手続の特例措置を規定しており、また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。 粉を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高濃度の粉を含む廃棄物の処理については、粉という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。 本件については、既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、また、上記の趣旨に鑑みても、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。	粉を含むブラウン管ガラスを処理できる一般廃棄物処理業者は、全国でも数社しかなく、運搬費も含めた処理コストが高額となる現状がございます。 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理につきましては、指定法人に確認したところ、既に破砕された状態では家電四品目であるかどうかの識別や処理量（台数）の把握ができないことから、受け入れはできないとの回答がございました。 粉を含むブラウン管ガラスは、通常、産業廃棄物として広く処理されており、産業廃棄物の溶融処理施設を活用して適正な処理をすることが可能であるにもかかわらず、一般廃棄物処理施設の設置許可の取得について、事業者側のメリットがないため、自発的な取得が見込めない状況がございます。 以上のような状況のもと、地方自治体がやむをえず行政代執行を行った場合等において、 ①粉を含む有害物質を産業廃棄物として中間処理する施設は、施設の設置許可を要さず、生活環境影響調査等も不要であるため、同業者が行政代執行の際に一般廃棄物として処分する必要がある場合も、同様に一般廃棄物処理施設の設置許可を不要、あるいは、許可を必要としたとしても、手続きの簡素化、迅速化の観点から当該調査等を不要とすべきではないかと考えます。 ②廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、同法15条の許可を取得した施設とみなし、同法第15条の2の5の特例の対象への追加などで、処理が可能となることが、自治体の財政負担の軽減や環境保全の点からも公益にかなうものであると考えます。【補足資料参照】	有	【静岡県】 今回の事例は、行政代執行により市が主体となって速やかに処理を行う特殊な事情によることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加などの特段の配慮をお願いしたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○　災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。 ○　一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び粉を含む廃ブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。 同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。 ○　大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるように示した上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。 ○　特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量（台数）の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。
40	犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われています。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）上の義務として行われています。 狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口（市町村）と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口（民間団体）の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱が関係することから、法的根拠等が必要です。 自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子が取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。）の前回（平成24年）改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。	市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの個体識別番号は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鹿礼について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができるとともに、逃走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要があると考えます。 動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とございますが、国民（飼い主）の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口（市町村）と、任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口（民間団体）の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたく存じます。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図られたい。	
59	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるが、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	－	－	－	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
64	【内閣府】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針（平成28年4月30日地方分権改革推進本部決定）（以下、「実施方針」という）によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和（全国的な制度改正に係る提案）である。 地方公共団体が実施する原子力災害対策は、原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針等に基づき実施するものであり、本交付金は、これを特別会計法を根拠とした財政支援であって、地方公共団体へ事務・権限を委譲するものでも規制するものでもない。また、本提案が全国的な制度改正に係る提案でもないことから、本件は地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。 【環境省】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。 なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針は、提案の対象を①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和と規定しているところ、本提案は、地方公共団体に対する事務・権限の委譲、規制緩和でないことから、地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。	○「交付の目的に応じた複数の財政措置」が存在すると言うより、放射線監視という目的が更に「平常時」と「緊急時」に分割され、同様の機能を有する機器であるにもかかわらず、法用範囲がそれぞれの範囲に限定されているのが現状。それに対応して、事務処理も厳格に区分が求められている。 同一敷地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付金の交付手続きを、ヒアリングの同時実施や経費算出に係る様式の統一などにより、関係する事務処理の面で大きく効率化が図れるのではないか。 ○平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項5（2）イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5（2）イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
69	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業（収集運搬処理業務委託）ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、現在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	市有施設から排出される一般廃棄物と、一般家庭から搬出される一般廃棄物と合わせて、市が委託した業者に一緒に混合収集させることで、経費財源の縮減とともに、効率的効果的な行政活動を確保できる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	環境省	笠間市	－	北本市	○市有施設から排出される一般廃棄物と一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を別契約で業者委託しているが、一本化することで、事務処理の簡略化及びコスト削減することが可能となり、ひいては市民サービスの向上につながる。一本化することに問題がないとする明確なガイドラインを示していただきたい。
81	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。 しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。 具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありうることなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県	－	青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜市、富山市、福井県、山梨県、京都市、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市	○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、範囲等での判断が不可能であるため、分析範囲による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすことからなため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考える。 ○PCB汚染物の5%塗膜くずに関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないことがPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出ていないので、調査対象とすべき塗料の手代や使用機造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜くずと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるを得ない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。 ○提案団体と同様の支障が生じている。特に、構築等の塗膜やシーリング材（可塑剤）がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準（いわゆる入口基準）が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項（いわゆる出口基準）を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB塗膜を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するか否か判定する基準（卒業基準）がなく、指導に苦慮しているので、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。 ○平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査（市内の電気工作物を対象としたもの。）の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内にも潜在時度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。 ○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む構築の塗膜くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がなかいため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。 ○（1）使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。 （2）電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。 （3）構築塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の構築塗膜の取扱を悪めるスキで支障となっている。 一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡（※）が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜くずについて、取扱いに疑問が生じている。（※）平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の運用について」と題のPCB除去性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。 ○ 電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・不含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体の数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。
104	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥とし尿汚泥とではそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法の手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外（H4年通知）であるが、集約により下水汚泥とし尿汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。 当無が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道終末処理場及び、屎処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。 なお、下水道終末処理場では生活者しくは事業に起因し、者しくは付随する廃水等の処理に伴い発生する汚泥（し尿処理場で処理されているし尿以外のし尿も含む）を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題はないものと思われる。 全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当無では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（平成4年8月13日　衛環第233号）	環境省	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	－	京都府	○下水道事業では、持続的な汚水処理サービスの提供を行うため、施設の統廃合を含めた広域化・共同化の推進が不可欠である。汚泥処理施設の広域化等の推進に当たって、柔軟な対応が可能となるように、廃棄物処理法の適用について緩和していただきたい。　また、緊急時にも柔軟に汚泥処理が可能となるように、産業廃棄物処理施設の設置許可についても、同様に緩和していただきたい。 ○下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となるものと思われるため。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
69	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、市有施設から排出される一般廃棄物と家庭から排出される一般廃棄物を分けて収集運搬することを義務付けておらず、市町村の判断で、これらを合わせて収集運搬することは可能です。	本市は廃掃法の趣旨に鑑み、市条例及び市一般廃棄物処理基本計画で「事業系ごみは許可業者又は排出者自ら直接搬入する」としております。この方針を基に事業者たる市と、廃棄物処理の統括責任者たる市の立場を明確にする趣旨から、市有施設から排出される廃棄物と市町村としての家庭系一般廃棄物を分離して収集運搬を行っております。市自ら模範となることで事業系・家庭系一般廃棄物について適正な処理を各事業者、市民にお願いしております。しかし、市町村の場合、事業活動は住民サービスを果たすためでありその財源は家庭系の収集運搬と同様に自主一般財源で賄われている一面もあり、効率的・効果的な行政運営から考えると分離して収集運搬を行うことは市にとって効率的とは言えない状況です。先般、環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課から得た回答では、同一の市であっても一般廃棄物処理計画を立案する立場・排出事業者としての立場、その他一般廃棄物の処理の基本的考え方をご教示いただいております。 次回答においては本市の判断のみで合わせて収集運搬を行うこととすることは各事業者・市民に対しての説明責任を担保することは難しいのではないかと懸念されます。 そこで、本市としては廃掃法第3条の「事業者」のうち市町村（市有公共施設）から排出される一般廃棄物に限っては別途規定を定めることで、事業者ではなく区域内の一般廃棄物処理の責任者の立場として処理できるようにするなど、市町村の事業者としての排出責任についての緩和措置を検討願いたいと存じます。	有	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係所省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
81	○　低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品については、ストックホルム条約の遵守に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第14条の規定に基づき、保管事業者は、平成39年3月31日までに保管事業者自らによって処分され、又は処分業者への処分委託が行われることが義務付けられています。 ○　また、低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品については、平成28年7月26日に関議決定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、「PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。」とされています。 ○　さらに、同基本計画において、PCB汚染の有無の確認作業を終了すること、掘り起こし調査が完了すること等が定められています。 ○　このため、環境省としましては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行った上で、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を進めることとしており、そのための方策や低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、また、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしています。 ○　上記に加え、PCB特措法改正法附則第5条において、法施行後の5年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしております。これを受けて、環境省では、平成29年度に低濃度PCB廃棄物について自治体・有識者・関係団体を加えた検討会を開催し、議論を開始したところです。 ○　今後については、御提案の内容を含め、こうした検討会の中でこれらの検討を進めてまいります。	PCB特措法第14条は、低濃度PCB廃棄物の処分を規定しており、低濃度PCB使用製品については対象外であると認識している。 PCB廃棄物処理基本計画第3章第2節における「低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品の実態把握」を進めているとのことだが、実際の処理は現在も進行している。実情として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間が掛かり、対応方法の確定が遅れれば、排出事業者に対して、早期処理を指導するうえで支障となる。 また、現在使用中の微量PCB汚染疑いの電気機器については、分析の義務がないため、所有者によっては分析せずに転売するといった事例も見受けられ、これ対する指導は何もできない状態である。 さらに、使用中の塗膜、シーリング材については、掘り起こし調査方法すら示されておらず、現存する建造物すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、塗膜、シーリング材については、高濃度のものもあるとの見解が示されているが、法改正5年後（平成33年8月）の決定では、北九州事業所エリアでの処理期限が平成33年3月31日であるため、処理期限に間に合わなくなる。 以上から、少なくても電気機器以外の低濃度PCB廃棄物の入口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討過程のスケジュール等を示してもらいたい。	－	【仙台市】 早急に明確な基準を設けていただきたい。 【横浜市】 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含有する塗膜を使用した可能性のある橋梁等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成30年3月20日付発出（※）されたことによって、多くの鋼製橋梁等を所有する自治体は、その対応を迫られている。 環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね了承できるが、現に地方自治体においてPCBを含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的スケジュール等を明確にしていただきたい。 （※）平成30年3月20日付　国官総第283号、国総環第116号及び国総事第70号「ポリ塩化ビフェニルを含有する塗膜の処分期間内の処理について」 【鳥取県】 ○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。 従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期限が平成39年3月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査等も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。 この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのか理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。	有	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
104	一般廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、一般廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあります。また、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制（市町村の設置であれば届出制）が採られ、市町村が自ら設置する場合においても維持管理計画の提出を求めるとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者等に生活環境保全上の見地から意見書を提出する機会を付与しているところです。 し尿の処理工程において排出される汚泥は一般廃棄物であるところ、他の廃棄物と合わせて処理を行う場合であっても、生活環境の保全等を確保するため、上記の手続きが必要であると考えます。	下水汚泥は、生活排水処理の過程で発生する汚泥であり、し尿汚泥も由来が同じ性質の汚泥であることから、広域的な集約処理施設でも、従来の下水処理施設と何ら変わりないものと認識しています。 また、下水道事業として、市町村区分を越えて広域的に下水汚泥やし尿汚泥等を終末処理場敷地内に集約し利活用する施設は、下水道法に基づく事業計画に位置付けて整備されるものであり、構造の基準や維持管理に係る事項は下水道法の規程により、施設の安全性や維持管理の確実性は担保され、周辺地域の生活環境保全に支障を生じさせるおそれはないものと思われます。このような利活用施設は、都道府県が市町村より事務の委託（地方自治法第252条の14）を受けて整備するものであるが、計画総汚泥量の半分に満たない市町村のし尿汚泥等が一部混ぜ込まれることのみにより、設置許可の手続きが必要となることは合理的ではなく、また、その事務的負担は大きい上、これらの手続きによって工事着手時期が左右されることは、事業の円滑な推進に支障となることから、改善を求めるものです。 下水道事業では、終末処理場を核として、バイオマスの利活用を一層拡大することとしており、今年1月には、汚水処理関連4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）が要請した、広域化・共同化計画の運営メニューが策定され、全国的にもこうした取組が進んでいくものと思われます。 今後、下水道管理者が下水道事業として施設の広域化・共同化を行う場合には、し尿汚泥についても、その量が一部に過ぎない場合にあっては、下水汚泥を自ら処理する場合と同様に取り扱うことができるよう、所管官庁の垣根を超えて縦和することで、バイオマス利活用が推進され、将来的な財政負担の軽減と循環型社会の形成に資するものと考えます。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
107	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩し順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分（取崩）される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。 本県では、基金（造成額4億円（国費2億円、県費2億円）、独自積み増し額4億円の計8億円）の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が実施している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。 そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄の記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答集においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	基金取崩の順序を見直すことにより、自治体における事業計画の選択肢が広められ、環境啓発活動が促進・活性化される。	地域環境保全対策費補助金交付要綱	環境省	山梨県	－	栃木県、福井県、愛知県	○基金の目的である環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進は、息長く取り組むことが必要であり、本県では、2030年度を目標年度とする環境学習等行動計画の目標達成に資する事業を、10年間の実施計画を作成して行うこととしている。環境保全基金は、まずは独自積み立て額（6億円）を使用することが求められ、その後国庫補助を活用した部分（4億円）の取り崩しが認められるが、それを充当できるのはソフト事業（一部対象外もあり）に限定されている。仮に、環境保全に関する知識の普及に資するハード整備に基金を取り崩して充当しようとする場合、整備当初は独自積み立て額で対応したとしても、そのリニューアルは数年先であり、環境省の考え方のとおり対応すれば、その時点では独自積み立て額は残っておらず、使途が限定されている残りの国庫補助活用分だけでは行政計画に位置付けた事業の効果的な展開が阻害される。 ○本県では、平成24年3月に、国庫・地方交付税を原資とする地域環境保全基金を設置し、その運用益のみを活用して普及啓発事業を実施するとともに、県独自の積み増しを行ってきた。しかし、環境省は「県独自の積み増しを全額処分した後でなければ、国庫等の原資を取り崩すことは認めない」としているため、この原則に従うと、本県の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施は困難である。
108	B　地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。 許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物処理立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同等程度と見直すよう求める。	本制度改正により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県　説明資料.doc	上越市	○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例としてエ業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100㎥/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕は6㎥/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5㎥/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。 都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても緩和の見直しを求める。 本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考える。
119	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ（現計画では13施設の統廃合を計画）。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとすると、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるように手ふる提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について （平成20年5月27日府会第393号） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知） 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について （環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号）	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県	－	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分（報告）を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している（10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。）。新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められませんん。 現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄（補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。）に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を前念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水未地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
107	○地域環境保全基金の基金残高について、条例改正等により、一般会計への繰り入れや、他の基金条例において運用している基金への繰り入れなどを行うことは、現行の交付要綱において否定しているのではなく、地方公共団体の裁量による事業実施を妨げるものではない。 ○なお、条例改正等を行わずに国費分の取り消しを行うことについては、地域環境保全基金は、地域環境保全対策費補助金によって地方公共団体に設置されたものであるが、この補助金においては、地域環境保全対策費補助金交付要綱第8条第1項で、「基金管理者は、基金について、4億円（補助金の交付決定において当該基金の額が2億円以上4億円未満の場合については、当該基金の額の5割に相当する額）を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官の承認を得なければならない」旨、第2項で「基金管理者は、前項の規定によらず基金について4億円を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官に届け出るとともに、当該処分に対応する国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない」旨規定されている。 ○第1項の規定の趣旨は、地域に根ざした環境保全活動が着実に推進されるよう、原則運用型であり、国庫補助金相当額の含まれる当該基金の造成額について処分の制限を設けるとともに、造成後などに地方公共団体が独自に積み増しを行った額については、地方公共団体の判断において自由に処分を行うことを可能とするために定められたものであり、第2項の規定の趣旨は、第1項の規定によらない処分についても、届出と4億円に含まれる国庫補助金相当額の返還を行うことで可能とするために定められたものである。 ○このため、国費分を優先して処分を行うには上記規定の改正が必要であるが、制度趣旨に照らせば、同規定の見直しは困難である。	原則運用型であることは理解するが、金利の低下等による自治体の想定外の事情により基金の運用益が減少している中で、環境保全活動の着実な推進ができなくなっている。 このように、現行の基金制度の中で運用が困難となっている場合において、自治体の独自積み増し分から優先して取り崩すことにより、現状の事業の縮小を余儀なくされるなど、事業の選択の幅が狭まっている。 また、国費分を優先して処分を行うのではなく、国の負担額と自治体の負担額（独自積み増し分を含む）に応じた取り崩しを可能とするなど、弾力的な運用を求めるものである。 今後の自治体で効果的・効率的な事業の実施に資するよう、基金の取り崩しの順序の見直しについて前向きに検討いただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 地方公共団体が受ける補助金に関して、補助要綱により基金の取り崩しの順序が義務付けられていたり、事実上基金の取り崩しが不可となっていることは適当ではない。	
108	【国土交通省】 ○建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画上支障がないかを個別の実状に応じて判断する必要があるため、特定行政庁（富山県内であれば富山県等）の許可により対応することが適切であると考えている。 【環境省】 ○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。	○技術向上に伴い破砕機の環境性能が向上（騒音・振動の軽減）している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日6トン以下として定められている合理的な理由はなにかお示しいただきたい。 ○「周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところ」とあるが、廃プラスチック類の破砕施設はそもそも木くず又はがれき類の破砕施設よりも周囲に与える影響は小さいうえ、本県では、破砕前後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管するメくず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。 ○また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日6トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないと認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考える。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
119	【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各省に移し替え、各省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。 【農林水産省】 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）第15条第8項において、「地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続き要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。 【国土交通省】 本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用様態に応じて「根拠法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。 【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号）の別添第3において、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していると的判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。	（農林水産省）「「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている」とありますが、地域再生計画に認定され地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水を統廃合する場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するか明確化していただきたい。 また、（環境省）「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していると的判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提にした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
162	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起し調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記情報を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ庁内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多くあると考えられる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は「別紙1」のとおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉県、船橋市、柏市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎市	○掘り起こし調査（安定器）の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記情報を突合させることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないことや等により、一定数の未進捗が発生すると想定している。未進捗については地図検索や現場確認等により追跡を行う予定であるが、それでも追跡不能となる物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納税者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるよう規定を設けていただきたい。 ○当市では、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た情報（現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号）は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないと聞いている。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現況の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、円滑な掘り起こし調査の支障となると考えている。よって、掘り起こし調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。 ○登記情報だけでは調査票送付先の特定ができず、業務委託等による情報の補完が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補完では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低いため非効率な調査となってしまう。 ○県では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り起こし調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記情報を取得し、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相続等により管理者が登記簿上の所有者と異なるケースが多数あるものと想定される。処分期限が残り5年と迫る中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査票が建物の現所有者・管理者に届くことが必須であるが、調査票が送達されない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならず、調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもちろんだが、都道府県においても各市町村の固定資産税情報が利用できるよう、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の命題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。
166	A　権限移譲	環境・衛生	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業（宿舎）として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業（宿舎）として位置付ける要件（参酌基準）を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 企業保養所等が公園事業（宿舎）として認められる具体的な要件（利用資格、利用料金、予約時期等）が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。 【支障事例】 瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、藤原山地区（15.9ha）と六甲山地区（430ha）が、公園利用施設として認められる施設（宿泊施設、休憩所等）の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業（宿舎）として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。	六甲山は別荘・企業保養所の適地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業（宿舎）として執行するための認可権限が付与されることで、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10　1（7）	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県	－	－	－
214	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置について特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード（ガラスくず）の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。 特に、廃石膏ボード（ガラスくず）については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。 そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。 加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、（中略）分別、再生利用等によりその滅量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードやスレイクは特に多量となることが予想される。 また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。 なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第15条の2の5第2項） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第12条の7の16）	環境省	熊本市	－	宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市、稲沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市	○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災後さる中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実際で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。 ○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一廃許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産廃許可施設に余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大きいと考える。ただし、品目を限定するのか、量的な制限を設けるのかなどのルール作りの検討は必要と考える。 ○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけには限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考える。 ○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目（廃畳、廃石膏ボード）の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町村の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を長期策考に委託する必要が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。 ○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設おいても処分ができることとされたい。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
162	【総務省】 まず、環境省において、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要性について検討すべきもの。 【環境省】 ○　PCB廃棄物・使用製品である安定器の掘り起こし調査については、環境省より、平成29年10月17日にマニュアルを改訂・発出しており、調査に当たっては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳（家屋課税台帳）、登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）、総務省統計局「経済センサス－基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。 ○　これら各情報源の入手方法については、総務省とも協議の上、取得が可能である旨を平成29年10月17日付け通知「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）等について」（環循規発第1710172 8号、環循施発第1710171号）において各都道府県等に周知しています。	環境省の調査マニュアルでは、登記簿の所有者情報のほか、複数の情報源を活用する方法が示されている。しかしながら、不動産登記法では、建物の構造や床面積など、表示に関する登記事項の変更は義務付けられているものの、建物の所有者名や住所など、権利に関する登記事項の変更は義務付けられておらず、変更登記が行われていないケースが多数存在している。横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報の突合を行ってもなお、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在している。 一方、税担当部署では、賦問検査権を行使して実地調査を行うとともに、住民登録情報等、建物所有者の最新の情報を収集し、現に所有する者を認定し、その結果を反映して、固定資産課税台帳を整備している。PCB使用機器が保有されている可能性がある事業用建物の最新の所有者情報は、税担当部署にしか存在せず、他の有効な代替的手段は見当たらないと考える。 また、個人情報の目的外利用にあたっては、地方公務員法や地方税法等における守秘義務と、他法令における資料請求権等を勘案しながら、保護法益間の比較衡量を行った上で対応することも求められている。PCB廃棄物の期限内処理については、放置することによる国民の生命・財産への影響は大きく、マニュアルに基づく地方自治体の掘り起こし調査が継続していくことも踏まえれば、期限内処理を確実に行うために、税情報を内部利用する公益性は高いと考える。 そのため、関係省庁には、地方自治体による掘り起こし調査を支援する立場から、PCB廃棄物の期限内処理の公益性の高さ、調査にあたっての有効な代替的手段が見当たらないこと、地方公務員法の守秘義務が課せられた地方自治体での内部利用であることなどを総合的に勘案して、PCB特別措置法に新たな規定を設けることを積極的に検討していただきたい。 その上で、法改正に多大な時間を要するなど、実現が困難な場合には、関係省庁の協議により、関係行政機関への照会等に基づく対応を可能にするなど、固定資産税情報の内部利用を可能とする措置を早急に講じていただきたい。	－	【仙台市】 平成29年10月17日のマニュアルに記載された「調査対象事業者リストの入手方法」により取得できる情報については、提案都市（横浜市）が主張するように、調査送付先の現所有者を特定することができない例が多数に及んでいる。調査送付先が特定できない事例についてマニュアルでは「WEB検索や現地調査等により連絡先を確認調査することに」なっているものの、調査件数が膨大であることから掘り起し調査の妨げとなっている状況である。 そこで、調査対象事業者リストを入手する段階から情報の精度を確保できるようPCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。PCB特措法の改正が困難であればマニュアルの見直しをしていただきたい。 【八戸市】 建物の登記情報だけでは登記簿に記載された所有者が住所変更登記や相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となり調査に支障が生じると考えている。これを解決するためには、調査票の送付先となる最新の納税者情報を把握している固定資産税課税台帳の利用が有効であると考えている。 現行制度により対応可能という趣旨の回答であるが、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た最新の納税者情報（現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号）は取得できなかった。調査の効率的な実施のため、窓口等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、登記簿に記載されている情報のみならず税務部局が職務上知り得た最新の納税者情報を含む固定資産税台帳の情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法に固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。 【八尾市】 環境省の回答では、既に周知を行っているとのことであるが、その内容は「登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳（家屋課税台帳）等を情報源として活用をすること」が示されているのみである。提案団体が支障としてあげている内容は、「税部局が独自に入手した情報の活用ができないこと」であることから、この支障をどのように解決していくかについての回答を具体的に明示すべきである。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 環境省見解にあるように、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳（家屋課税台帳）、登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）、総務省統計局「経済センサス－基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されているが、これらの中で最も精度が高いのは登記簿情報だと考えられる。しかし、建物の建築年次の情報が含まれていなかったり、住居表示や所有者等の登記変更が行われていなかったりするケースがあるため、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報を使用することで精度をさらに高め、処分期間内の処理完了を達成したい。 そのためにも、PCB特措法において、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。 【神奈川県】 平成29年10月17日付け通知では、家屋課税台帳情報のうち、登記簿情報と同じ情報のみが提供の対象となっており、掘り起こし調査において、支障をきたしている。各市町村が所有する家屋課税台帳情報について、都道府県においても利用できるような制度の構築を望む。	－	【全国知事会】 所管省からの回答は、現行制度により対応可能という趣旨だが、提案団体では現に支障が生じているという事実を重く受け止め、必要な情報を実際に取得できているか実態を十分に把握し、回答を再検討すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
166	国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができるとされており（自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条）、「国立公園事業取扱要領」（平成23年11月30日付環自国発第111130004号自然環境局長通知）（以下「取扱要領」という。）において認可等の審査基準が定められている。 国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国自らが行う（いわゆる「公企業」）とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されるという性質に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。<br　　一方で、近年、宿泊施設の経営手法が多様化しており、特定の団体又は構成員の優先的な利用を一部確保しつつ、一般にも利用機会が提供されるような宿泊施設の形態がみられている。 環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。 ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。	環境省では、国立公園の宿舎事業のあり方について、環境省の考えを整理した上で具体的な対応案を示すことを目的として「国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会」が開催されている。その第3回検討会では、「国立公園の宿舎事業のあり方について（案）」の中で「一般利用者が通常ホテルと一定程度同様に使用できる分譲型ホテルを公園事業として認可を想定した場合に、オーナー等と一般利用者の間で利用格差が生じることから、公園事業としての公益性・公平性を確保するために、どの程度オーナー等の優先利用を制限することが適当か検討する必要がある」ことが示された。 また、国におかれては、2020年に国立公園への外国人来訪者1000万人の目標達成を目指しており、その実現には外国人向けの宿舎事業の充実等が不可欠であると考える。本県においても、六甲山の再活性化を目指し今年3月に設置した国、県、市等で構成する六甲山再生委員会において、公園計画の改定後、公園管理運営計画の見直しを検討し、スピードを持って国立公園の魅力づくりの道筋をつけていきたいと考えている。特に、六甲山の更なる利用を図るため、公園計画の改定で新たに設定される集団施設地区において、国立公園の宿舎事業を展開することに興味をもたれている事業者の予見可能性を高めていく必要があると考えている。 このため、企業保養所等を公園事業として位置付ける要件を平成30年度中に明確に示していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、自然公園の施設設置等に関する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の早期実現を求める。	○　企業保養所等を公園事業（宿舎）に位置付けるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今後の作業工程等を記したロードマップを示すべきではないか。 ○　当該要件については、民間投資の促進のために企業等が予見性をもって参入検討ができるよう具体的・客観的なものとするとともに、都道府県が地域性を踏まえた柔軟・弾力的な判断を阻害しないよう参酌基準として示すべきではないか。 ○　また、提案団体からは当該要件を30年度中に提示されることを希望しており、都道府県や民間事業者が早期に検討に入れるよう、結論を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えるが、目途はどれぐらいか。
214	廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。 その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合において、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。 一方、石膏ボードの破砕施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。 なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました（法第9条の3の3）。 これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていると承知しています。 環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、平時からの災害廃棄物への備えの強化を お願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたいと考えています。	大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第9条の3の3や法第15条の2の5の規定に基づく特別措置を講じていただいたところです。上記制度を用いて熊本地震において廃石膏ボードの広域処理を考えましたが、法第9条の3の3の特例については、受け入れ先の自治体で条例の制定がされていなかったため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石膏ボード及びその破砕処理施設が特例の対象に含まれていなかったためこれらの制度が使えず、結果的にそのほとんどが埋立処分されました。 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにするとて、事前に各自治体での条例制定を「特例措置を適用する必要条件」とすることは、各自治体が事前に条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないかと考えております。 なお、長期的な観点からの災害廃棄物埋立て、石膏ボードのリサイクルを行う仕組みも考える必要があるのではないかと思われます。災害廃棄物であっても、分別、再生利用等による減量が図られるべきあることから（法第2条の3第2項）、産業廃棄物処理施設（許可対象外施設含む）である廃石膏ボードのリサイクル施設を活用することによる効果は大きいと考えております。 一方で、廃石膏ボードの破砕による粉塵等による周辺環境への影響も懸念されるところですが、廃石膏ボードの処理施設は、産業廃棄物の許可対象施設ではないことから、政省令で詳細な個別基準が示されていませんし。しかし、日本総単協会総合研究所が「平成25年廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務調査報告書」によれば、今後、ますます石膏ボードの需要は増え続け、2039年には300万トンを超えると予想されていることなどを考慮した場合、関係ある事業者や他の自治体の意向を確認する必要はありますが、廃石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材と位置付け、法第15条の2の5の特例の対象に廃石膏ボード及びその破砕処理施設を追加することで、大規模災害であっても適正かつ迅速な処理を進めることが必要ではないかと考えております。	－	【静岡県】 災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。 【新木県】 第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時での活用は現実的でない。 迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を満たしつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要、ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。 ○　一次とアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び粉を含む廃ブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。<br　同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。 ○　大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。 ○　特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量（台数）の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。

環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
220	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が減ることにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本市	－	北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市、豊田市、稲沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市	○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、（公社）日本容器包装リサイクル協会による品質検査（異物混入の有無など）があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。（平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。）提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。 ○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。 ○当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。
222	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国定公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする場合は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所（範囲）や本数等を明示しなければならず、許可された場所（範囲）や本数を超えて駆除ができない。 そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が植生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。 なお、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけることも検討したが、特定の場所で、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要があり、それを変更するまでに時間を要する。	近年、国定公園内で、フランスギク・セイヨウタンポポなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。 国定公園特別保護地区内において特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする場合は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所（範囲）や本数等を明示しなければならず、許可された場所（範囲）や本数を超えて駆除ができない。 そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が植生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。 なお、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけることも検討したが、特定の場所で、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要があり、それを変更するまでに時間を要する。	許可を要しない行為とされることにより、迅速かつ柔軟に外来植物の駆除を行うことができるようになり、国定公園が本来有している自然景観や元々生育していた在来植物の生態系を保全することができる。	自然公園法施行規則第13条	環境省	宮城県、三重県	－	徳島県	－
224	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	国定公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、 元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	霊野町の湯の山温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされている。 　当該温泉街の建物は、廃屋となっているものが多いため、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当町においてその撤去が課題となっている。 　町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとみなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準（容積・建ぺい率等）を適用せざるを得ず、同規模の建築物の建設許可を出すことができない。 　この既存建築物を撤去して長期間経過後の建築物の設置に厳しい許可基準が適用されることが支障となり、廃屋等の撤去・建替えが進まない状況である。	提案の実現により、廃屋等の撤去・建替えが進み、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災の向上に資する。	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	環境省	霊野町、三重県	－	徳島県	－

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
220	市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境省の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2,500億円に上るとの推計結果が得られています。 平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。 平成29年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した場合、搬入物の質が従来と異なることによる設備配置の工夫は必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。 この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。	プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたうえで、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
222	○特別保護地区は、国立・国定公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態を保存している地域であり、各公園の景観の核心地域である。このため、人為的な改変を加えることなく生態学的な立場で厳正に保護を図る必要があり、当該区域内の一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事による許可を必要としている（自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第21条第3項）。 ○一方、通常の管理行為、軽微な行為その他の行為であって環境省令で定めるものについては上記許可を不要としており（法第21条第8項第4号）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第13条第15号により、特別保護地区における一定の外来植物について、その採取等による駆除の許可手続きを不要としている。これは、その適用対象（行為者や植物）や行為の施行方法等を限定することにより、特別保護地区の景観に及ぼす影響の程度を考慮して規定されたものである。 （例えば、上記規定が適用される行為者は、国や地方公共団体等に限定され、対象となる植物は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項により指定される特定外来生物に限定されている。） ○この点、特定外来生物以外の外来植物の駆除について、不要許可行為の範囲を広げる場合、以下の問題点がある。 ・特定外来生物以外の外来植物の外縁が不明確であり、規制対象行為か否かの判断が困難になり、実効的な規制が行えなくなるおそれがある。（例えば、特別保護地区内で違法かつ故意に植物の採取等を行った者が、外来種と誤認して当該植物を採取等したという抗弁を認めざるを得ないことになるため、特別保護地区内の無許可の植物採取が横発し、ごちゃごちゃ、希少種滅亡のリスクが上昇する。さらに、不要許可行為とすることで、事前に指導を行う機会が失われる。） ・「特定外来生物以外の外来生物である植物」には、在来種との判別が困難な種も多く、誤って核心地域である特別保護地区内の在来種が駆除されてしまうリスクが上昇する。（特定外来生物についてはある程度判別のための知見が蓄積されている。） ・地域によっては国内外来種として駆除すべき種だが、他地域では在来種として保護すべき対象になりうる種が存在する。 ○以上の理由から、特別保護地区において、一律に「特定外来生物以外の外来生物である植物」の駆除を不要許可行為とするのは不適切であり、現行の規定の範囲が適当であると考える。 ○なお、御指摘の「許可申請の際には、駆除する場所（範囲）や本数等を明示しなければならず、許可された場所（範囲）や本数を超えて駆除ができない。」との点については、個別の事案に応じ、場所（範囲）や本数について余裕を持たせて申請する等などにより柔軟な対応も可能であると考えられるため、国定公園内における外来植物の駆除が円滑に進むための運用について、必要があれば相談に乗ってまいりたい。	1次回答にある許可申請について、場所（範囲）や本数について余裕を持たせて申請等などにより柔軟な対応も可能であるとのことだが、どの程度であれば許容してよいものか判断がつきにくいため、本課題については今後相談に乗っていただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設置等に関する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の早期実現を求める。	
224	○既存建築物の取壊し後に設置される建築物が、公園事業の執行として新築される場合、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第9項第1号の規定により、同条第3項の規定はそもそも適用されない。（工作物の新築行為については許可が不要。） 　なお、国定公園において、知事が定める管理計画が存在し、その計画の中で、公園事業施設の高さ、容積率、建蔽率等が制限されている場合においても、現地の実情に合わせて県知事は制限を緩和することが可能である。 ○既存建築物の取り壊し後に設置される建築物が、上記に該当しない（公園事業施設では無い）場合、新築にあたっては、法第20条第3項が適用され、県知事の許可が必要となり、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条第6項（又はその他の項）に規定される許可基準に適合する必要がある。 　規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物」とは、「滅失した建築物」と対峙され、申請時に現に存在している建築物のことを意味する用語として使用されていると解するのが相当である。」（平成17年9月16日 訴第517号 静岡地裁判決）ことを踏まえ、「建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合」は、規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物の建替え」に該当しない。 ○ただし、地域の実情等により、その自然的、社会的条件から判断して、当該許可基準を適用することが適当でないと、国定公園内において県知事が認めた地域においては、規則第11条第36項に基づき、県知事は、当該基準の特例を定めることができるとされている。当該規定に基づき、今回のような具体的支障事例が生じている地域について、県知事の判断により特例を設定することは可能である。 ○以上より、本提案は、現行制度の中で、かつ、県の権限により解決可能な事項と考える。	特に意見なし	－	－	－	【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設置等に関する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答は、現行制度上でも実現可能となっているが、都道府県知事の判断によって基準の特例を定められることを、地方公共団体へ通知すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	－

環境省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
286	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することとなっており、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業により整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されておらず、現在も引き続き県が所管し、維持管理を行っているところである。 しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。 当県では国立公園内の県の施設を国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考えると、相当の反発が予想されるため極めて難しい。廃止したことをもって必要性のない施設と解釈され、国による再整備が進まない可能性もある。	公園事業に対する国と地方の役割分担が明確化され、再整備が必要な施設等への速やかな対応が可能となる。	自然公園法第10条第2項	環境省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県）	石川県、徳島県	○本県においても、老朽化に伴い改修が必要となっていた施設について、本来、実施主体となるべき国の直轄事業による整備が認められなかった。 ○当域内の国立公園においても三位一体改革に伴い国の直轄事業の対象が示されたものの、三位一体改革以前に当団体が整備した既存施設の改修についての方針は示されていない。また、直轄事業として示されたものについても、その執行は極めて不十分である。当域内の国立公園内の施設整備については、三位一体改革以前に整備した施設の改修等を含め、そのほとんどを当団体が行っている状況である。 ○域内にある国立公園の山岳について、三位一体改革以前に定めた公園事業計画に歩道の計画はあるが、計画に基づき執行された歩道はない。当国立公園は多くの人が訪れるところであり、安全・安心な登山環境づくりのためにも、国の直轄事業による歩道整備を進めてもらいたい。
308	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード（ガラスくず）の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。 特に、廃石膏ボード（ガラスくず）については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。 そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。 加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、（中略）分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。 また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては破砕水素が発生することがあるとからも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。 なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第15条の2の5第2項） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第12条の7の16）	環境省	指定都市市長会	－	宮城県、栃木県、山梨市、静岡県、稲沢市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市	○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実際で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。 ○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけとは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考える。 ○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目（廃畳、廃石膏ボード）の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町村の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。 災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。 ○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設おいても処分ができることされたい。
312	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るように必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	－	神奈川県、相模原市、軽井沢町、豊田市、稲沢市、大阪市、兵庫県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。 ○当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
286	国立公園内の施設整備である自然公園等事業については、三位一体の改革に伴い、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、「国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこととした。なお、効果的な事業執行の観点から、直轄事業においては、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業について重点的な整備を行うこととし、直轄事業の対象について具体的に示し、直轄事業に係る要望・意見等があれば、自然保護事務所（当時、現、地方環境事務所）と連絡調整されたい旨、併せて通知したところ。（平成16年12月27日付け各都道府県自然公園等事業主管部局長宛　環境省自然環境局より通知） 上記のとおり、国が直轄事業として整備する施設については整理したところであり、それ以前に地方公共団体等が施設を整備し公園事業を執行しているものについては、直ちに国が代わって老朽化対策や再整備をすることはできない。また、それぞれの国立公園では利用形態、状況が異なるため、「保護上及び利用上重要な公園事業」についても一律に整理することはできないほか、国が直轄事業として整備するための予算にも限りがあることから、関係地方公共団体からの要望・意見のもと調整することとしているものの、今後とも、関係地方公共団体から要望、意見を伺うなどにより協議を重ね、これまで以上に直轄事業について役割分担の明確化を図ることとしたい。 なお、地方公共団体が執行する公園事業施設については、老朽化対策等を目的とした交付金制度もあるので、その活用も検討されたい。	国立公園に関する事業は、本来、国が行うべきであり、国が直轄事業で行う施設の対象が明確にされることで初めて、地方公共団体は直轄事業の対象以外の施設の整備に検討・着手することができると考えている。 鹿児島県においては、地方環境事務所と屋久島や霧島における施設整備のあり方の検討を進めているところであり、今後、さらに具体の調整を進めたいと考えている。 こうした個別・具体の案件に係る検討・調整に当たっては、国立公園の利用形態や状況に関する関係地方公共団体の意見等を踏まえ、保護上及び利用上重要であるか否かも含め、直轄事業の対象となる地域や施設及びスケジュールなどについて、十分に関係地方公共団体との協議を進められるよう要望する。	－	－	－	【全国知事会】 国と地方の役割分担に基づき、三位一体改革以前に整備された施設についても、国としても適切な整備を図るよう検討すること。	
308	廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。 その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。 一方、石膏ボードの破砕施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。 なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました（法第9条の3の3）。 これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていると承知しています。 環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたいと考えています。	大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第9条の3の3や法第15条の2の5の規定に基づく特別措置を講じていただいたところです。上記制度を用いて熊本地震において廃石膏ボードの広域処理を考えましたが、法第9条の3の3の特例については、受け入れ先の自治体で条例の制定がされていなかったため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石膏ボード及びその破砕処理施設が特例の対象に含まれていなかったためこれらの制度が使えず、結果的にそのほとんどが埋立処分されました。 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体での条例制定を「特例措置を適用する必要条件」とすることは、各自治体が事前に条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないかと考えております。 なお、長期的な観点からの災害廃棄物処理として、石膏ボードのリサイクルを行う仕組みも考える必要はあるのではないかと思われます。災害廃棄物であっても、分別、再生利用等による減量が図られるべきとあることから（法第2条の3第2項）、産業廃棄物処理施設（許可対象外施設含む）である廃石膏ボードのリサイクル施設を活用することによる効果は大きいと考えております。 一方で、廃石膏ボードの破砕による粉塵等による周辺環境への影響も懸念されるところですが、廃石膏ボードの処理施設は、産業廃棄物の許可対象施設ではないことから、政省令で詳細な個別基準が示されていません。しかし、日本能率協会総合研究所の「平成25年廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務調査報告書」によれば、今後、ますます石膏ボードの需要は増え続け、2039年には300万トンを超えると予想されていることなどを考慮した場合、関係ある事業者や他の自治体の意向を確認する必要はありますが、廃石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材と位置付け、法第15条の許可対象施設での処理が必要とした上で、法第15条の2の5の特例の対象に廃石膏ボードおよびその破砕処理施設を追加することで、大規模災害であっても適正かつ迅速な処理を進めることが必要ではないかと考えております。	－	【静岡県】 災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。 【栃木県】 第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時での活用は現実的でない。 迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を満たしつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。 ○　一次とアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び粉を含む廃ブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。 同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。 ○　大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。 ○　特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量（台数）の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。	
312	市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境省の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2,500億円にもなるの推計結果が得られています。 平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。 平成28年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した場合、搬入物の質が従来と異なることによる設備配置の工夫は必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。 この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。	プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたうえで、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	